

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、防災に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条例の施行後3年を目途に、本条例の施行の状況、防災に関する法制の整備の動向等を勘案し、本条例の規定について検討を加えるものとなりました。その結果、必要があると認めるときは、見直し等を行うものとなりました。